

札幌市内事業者等の皆さま

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について(依頼)

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

さて、国においては、4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言を発令し、5 月 6 日までを期間として、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県が対象地域に指定されたところです。

道内においても、依然として新型コロナウイルスの流行が収束に向かっていないことから、北海道では、これまでの取組を確認し、徹底して行う期間として、5 月 6 日までを「集中対策期間」としたところです。

つきましては、各事業者の皆さまにおかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、次の事項について、ご留意いただくとともに、従業員等にご周知いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、買いだめなどの動きにつながることをないよう、市民の皆さまに対し、正しい情報を周知いただきますとともに、物流の維持継続、価格や供給の安定について、できる限りのご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 毎日の体調管理を徹底し、少しでも風邪の症状がある場合には、人との接触を避け、ご自宅で静養していただくこと。
- 2 手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底するとともに、近距離での会話時には、マスク等の着用を徹底していただくこと。
- 3 「密室空間」、「密集場所」、「密接場面」の「3つの密」を避けるなど、感染リスクの高い場所は避けること。また、専門家会議でも例示されたように、室内 50 人以上のイベントの開催や参加は極力、控えていただくこと。
- 4 緊急事態措置の対象区域への不要不急の旅行や出張については、極力、控えていただくこと。
- 5 緊急事態措置の対象区域を含む、市外から札幌市に異動となった方に対しては、2 週間体調管理に努めていただき、不要不急の外出を控えていただくこと。

また、体調に不安が生じた際には、以下の札幌市の一般相談窓口に連絡をいただくこと。

※ 札幌市の一般相談窓口（電話番号：011-632-4567）

なお、札幌市ホームページにおいて、新型コロナウイルスに対応する融資制度など、市内事業者等の皆さまへの情報を発信しておりますので、必要に応じて参考にしていただければ幸いです。

併せて、札幌市では区役所において、転入手続きに来られた方へ「緊急のお知らせ」を配布しており、札幌市ホームページでも公開しております。市内事業者等の皆さまにおかれましても、店舗に掲示していただくなど、市民の皆さま等への周知にご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

【参考】

- ・札幌市公式ホームページ

新型コロナウイルス感染症関連情報について【市内事業者等の皆さま向け】

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/top/keizai/yobo.html>

web ページは右コードからも参照いただけます。



「緊急のお知らせ」【札幌市にお越しになった皆さま向け】

http://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html#shigai_dougai

web ページは右コードからも参照いただけます。



■依頼文に関すること

担当：経済観光局産業振興部経済企画課 高田、松本
住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15 階
電話：011-211-2352

メールアドレス：keizaikikaku-kikaku1@city.sapporo.jp

■「緊急のお知らせ」に関すること

担当：市民文化局地域振興部区政課 及川、井川
住所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13 階
電話：011-211-2252

メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp